

## 分野別資金配分方針の変更について（案）

令和6年〇月〇日  
グリーンイノベーションプロジェクト部会

グリーンイノベーション基金の分野別資金配分方針について、既存プロジェクトにおいて対して予見性のない環境変化に対応するためとともに、必要となる予算を勘案し、留保枠を変更する。

新	旧
うち少なくとも1000億円程度を留保枠	うち少なくとも3000億円程度を留保枠

※なお、予見性のない環境変化への対応として、資金配分の対象となる以下に列挙するプロジェクトについては、第14回グリーンイノベーションプロジェクト部会において承認された「予算措置の考え方」に基づき、予見性のない環境変化への対応として追加の資金配分の対象とし、分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）において、必要な予算措置について審議するは以下のとおり。

<予見性のない環境変化への対応として追加の資金配分の対象となるプロジェクト>

- ③大規模水素サプライチェーンの構築
- ④再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造
- ⑥燃料アンモニアサプライチェーンの構築
- ⑦CO<sub>2</sub>等を用いたプラスチック原料製造技術開発
- ⑧CO<sub>2</sub>等を用いた燃料製造技術開発
- ⑨CO<sub>2</sub>を用いたコンクリート等製造技術開発
- ⑩CO<sub>2</sub>の分離回収等技術開発
- ⑭スマートモビリティ社会の構築
- ⑯次世代航空機の開発
- ⑰次世代船舶の開発
- ⑲バイオものづくり技術によるCO<sub>2</sub>を直接原料としたカーボンリサイクルの推進

<予算措置の考え方>

1. 当初積算（見積り等）から客観的に環境変化の影響を確認できる費用を対象とする。
2. 本対応による追加予算は、原則として
  - ①国内取引については当初費用の20%
  - ②海外取引については当初費用の60%
 を上限に算出するものとし、これを超えて真に支援が必要なものについては、個別に審査の上、当初費用の100%までの追加を認める。

3. 各プロジェクトへの追加の必要性については、各WGにて厳格に精査し、上記「1.」及び「2.」の条件を満たす費用に対してのみ追加の予算措置を認める。その際、基金残額ではすべての資金需要を満たすことが難しい場合、経済産業省において基金の積み増しに努めるとともに、個々のプロジェクトの事情を勘案し、その政策的効果の高いものから順に予算を追加する。

4. 現行の取組内容に基づき必要経費として計上されている費用以外は、追加対象とは認めない。

なお、実施中の取組に関して、環境変化への対応に伴い予算の追加を求める実施者に対しては、事業戦略ビジョンの中に、

- ・当該取組への投資見込額及び開発した技術の社会実装に向けた道筋、
- ・実施中の取組を全社の経営戦略へ位置づけること並びに株主・投資家との対話・情報開示及び人材確保・育成等を通じた企業価値向上と資本市場からの評価につながる具体的な取組方針、
- ・「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の3.(5)に規定する温室効果ガス排出削減のための取組

などに関する経営者からのコミットメントを改めて明確に表明するよう求める。